

令和元年第2回久万高原町議会臨時会

令和元年5月10日

○議事日程

令和元年5月10日 午前10時12分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第50号 久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第 5 議案第51号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第 6 議案第52号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第 7 議案第53号 久万高原町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 久万高原町改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第57号 久万高原町固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○追加議事日程

- 追加日程第1 議長の辞職許可
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職許可
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 8	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 9	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 10	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 11	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 12	議会議報特別委員会委員の辞任
追加日程第 13	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 14	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 15	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 16	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 17	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 18	議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 19	農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任
追加日程第 20	農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任
追加日程第 21	農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任
追加日程第 22	農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任
追加日程第 23	農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任
追加日程第 24	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 25	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 26	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 27	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 28	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 29	林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任
追加日程第 30	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 31	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 32	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 33	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 34	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 35	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任
追加日程第 36	ICTでまちづくり特別委員会委員の辞任

- 追加日程第 3 7 議会会報特別委員会委員の選任
- 追加日程第 3 8 議会改革特別委員会委員の選任
- 追加日程第 3 9 農業の未来を拓く特別委員会委員の選任
- 追加日程第 4 0 林業を未来につなぐ特別委員会委員の選任
- 追加日程第 4 1 I C T でまちづくり特別委員会委員の選任
- 追加日程第 4 2 議席の変更
- 追加日程第 4 3 議員派遣について
- 追加日程第 4 4 議案第 5 8 号 久万高原町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1 番	中 川 武 志	3 番	田 村 昭 子
4 番	玉 井 春 鬼	5 番	大 原 貴 明
6 番	天 野 辰 晴	7 番	高 橋 末 廣
8 番	日 野 明 勅	9 番	岡 部 史 夫
10番	川 崎 勝 弘	11番	熊 代 祐 己
12番	中 野 克 仁	13番	瀧 野 志

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	河 野 忠 康	副 町 長	高 山 稔 明
教 育 長	小 野 敏 信	総 務 課 長	佐 藤 理 昭
総務課総合戦略監 兼情報政策推進室長	田 村 裕 子	保 健 福 祉 課 長	西 森 建 次
建 設 課 長	猪 上 浩 明	環 境 整 備 課 長	釣 井 好 春
林 業 戦 略 課 長	菅 隆 則	住 民 課 長	林 克 也
ふるさと創生課長	木 下 勝 也	農 業 戦 略 課 長	篠 崎 慶 太

会 計 管 理 者 中 川 茂 俊
教育委員会事務局長 辻 本 元 一
代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

病院事業等統括事務長 渡 部 定 明
消防本部 消防長 高 野 貢

○議会事務局

事 務 局 長 山 下 元 司

事務局 (朝 礼)

議長 おはようございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。令和と改元されましたが、初めての議会であろうかというふうに思います。今日はまた議会の人事その他についても変更がある大切な議会であろうかと思ひますし、町民の生活に密着した多くの議案が提出されております。議員各位におかれましては、慎重審議をいただきますことをお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

議長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回久万高原町議会臨時会を開会をいたします。 (午前10時12分)
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番中川武志議員、3番田村昭子議員を指名いたします。

議長 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日から1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から1日間に決定をいたしました。
ここで、町長の召集の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 皆さん、改めまして、おはようございます。いよいよ5月に入りました。今日も、五月晴れの良いお天気でございます、久万高原町、素晴らしい田園風景が広がっております。すべてのものが生き生きと感じるよい季節を迎えておりますが、本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、皆様方、ご参集をいただきまして、大変にありがとうございます。議員の皆様方各位におかれましては、ご壮健で何よりでございますが、残念なことに土居通秀議員がご急逝をされました。本当に悲しい思いでいっぱいでございます、土居議員は、自治体職員として、そしてまた議会人として大いなるご活躍をいただきました。改めて土居通秀議員のこれまでのご功績に、心から敬意を表しますとともに、皆様とともにご冥福をお祈り申し上げたいと思います。さて、今、議長からもお話ございましたように、いよいよ令和の時代となりました。令和という意味は、それぞれ思いがあると思いますけども、「お互いに心を寄せ合って新しい文化を、そして、また新しい時代を築いていきましょう。」と、そういう意味合いであろうと、私は理解をいたしております。その時にあたりまして、私どもの町も様々な課題がございますけども、お互いに切磋琢磨しながら、持続可能な久万高原町作りに頑張っていかなければならないと、思いを新たにいたしているところでございます。本日はいくつかの議案を上程をさしていただいております。どうか皆様方の適切な議決をいただきますように、お願い申し上げ、招集のご挨拶に代えさせていただきますたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長 日程第3、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を終わります。

議 長 日程第4、議案第50号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第50号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することにしました。

議 長 日程第5、議案第51号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第51号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認をいたしました。

議長 日程第6、議案第52号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第52号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認をいたしました。

議 長 日程第7、議案第53号「久万高原町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号「久万高原町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決をいたしました。

議長 日程第8、議案第54号「久万高原町改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号「久万高原町改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決をいたしました。

議長 日程第9、議案第55号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第55号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決をいたしました。

議長 日程第10、議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決をいたしました。

議長 日程第11、議案第57号「久万高原町固定資産評価員の選任について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第57号、久万高原町固定資産評価員の選任について。
下記の者を本町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。
令和元年5月10日提出、久万高原町長。
住所 久万高原町大川2475番地
氏名 林 克也
生年月日 昭和40年5月22日でございます。

提案理由ですが、本年4月の人事異動に伴い新たに着任した住民課長を地方税法第404条第2項の規定により、本町固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求めるものです。以上で、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第57号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号「久万高原町固定資産評価員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第12、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定をいたしました。

議 長 ここで暫時休憩をいたします。 (午前10時52分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時04分)

これより、中野副議長と議長の職務を交代します。

中野副議長、議長のお席にお付きください。

(瀧野議長 13番席へ移動)

副 議 長 ただ今より、副議長が議長の職務を行います。

副 議 長 瀧野志議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

お手許に配布されております追加日程のとおり、議長の辞職許可を日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副 議 長 異議なしと認めます。
従って、日程を追加して議題とすることに決定をいたしました。
追加日程第 1、「議長の辞職許可」を議題とします。
地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、瀧野志議長の退場を求めます。

(瀧野志議長退場)

副 議 長 事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (朗 読)

副 議 長 お諮りします。
瀧野志議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、瀧野志議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

副 議 長 ここで、瀧野志議員の入場を認めます。

(瀧野志議員、13番席へ着席)

副 議 長 ただ今、議長を辞職されました瀧野志議員から、退任のごあいさつがございます。

(瀧野志議員を指名)

瀧野議員 失礼いたします。退任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。思い起

こしますと2年前、全議員のご推挙をいただいて、合併以来3回目の議長という職に就かせていただきました。1年間は元気にやってやりましたが、2年目ちょうど自分の不注意とはいえ、ケガをしまして、3回の入院、また2回の手術というようなことで、理事者、管理職皆さん、また議員各位には大変ご迷惑をおかけしました。久万高原町平成16年8月1日に「人・里・森がふれあいともに輝く元気なまちづくり」を提唱されて、3村1町が合併して今年で15年になるのかなというふうに思います。特例期間10年でありましたが、特例交付金14億円いただいて、10年が経ちましたが、15年が経ちますと1円もなくなるわけであります。その当時の人口12,000人も、もう8000人を切るのかなというところまでできました。本当に財政的にも、大変な時期を迎えたのかなというふうに思うところであります。平成11年に地方分権一括法が通り、委任事務の廃止など多くの問題が、多々あるというふうに思っております。今後におきましても、地方議会は、二院代表制というようなことで、町長についても、議会についても選挙によって出てくる。理事者は、執行権と人事権ををもちます。また議会は議決権をもちますが、こういうふうに多様化の時代を迎えた今、やはり議会の質が特に求められておるときかなというふうに思います。私も町民の皆さんの福祉の向上を念頭において、町民の皆さんが、「この街に住んで良かったな」言っていたような方向で、頑張っていきたいというふうに思います。今後におきましてもあと任期2年あるわけでありますが、皆さんとともにまちづくりについて、邁進して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。2年間の皆さんのご支援に心から感謝を申し上げ、退任にあたっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

副議長

ここでしばらく休憩します。

議員のみなさんは議員控室に集合してください。 (午前11:10)

(休憩)

副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11:15)

ただ今、議長が欠けましたので、追加日程第2、「議長の選挙」を行います。
事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (朗 読)

副議長 選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

副議長 ただいまの出席議員は12名です。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番大原貴明議員と11
番熊代祐己議員を指名します。
投票用紙を配ります。

副議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声)

副議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

副議長 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名
を記載の上、順次、投票願います。
この場では、立候補はしません。

(投票用紙に記入)

副議長

記入はお済になりましたか。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

副議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声)

副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

立会人の大原貴明議及び熊代祐己議員、開票の立合いをお願いします。

(開票)

副議長

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これはさきほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票0票、有効投票のうち中野克仁議員6票、日野明勅議員6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、中野克仁議員と日野明勅議員の得票数はいずれもこれを超えています。両議員の得票数は、同数です。従いまして、地方自治法第118条第1項の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで当選人を決定することになります。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。

立会人の大原貴明議及び熊代祐己議員、くじの立合いをお願いします。

まずくじを引く順序を決めるくじを行います。

抽選棒の番号の若い順とします。

(くじの順序を決めるくじ)

副議長 くじを引く順序が決定いたしましたので、報告します。
まず、はじめに日野明勅議員、次に中野克仁議員。以上のとおりです。
ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

(当選人を決定するくじ)

副議長 くじの結果を報告します。
くじの結果、日野明勅議員が議長に当選しました。
議場の出入口を開きます。

副議長 ただいま議長に当選された日野明勅議員に本席から、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長 議長に当選されました日野明勅議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

(日野明勅議員を指名)

日野議員 はからずも抽選という形で、皆様のご賛同を得られまして、議長職に就任することになりました。皆さんのそれぞれの思惑、ご意思があろうかと思えますけれども、一つこれをノーサイドにして、また議会全員一致して一つまた議会運営に皆さんに一つご意見を賜りたいとこのように思います。

学識経験ともに未熟なものであり、瀧野前議長のごとく、先見性を持った強いリーダーシップを発揮することは、なかなかできないかもしれません。しかし皆様のご協力とご尽力を賜りながら公平を旨として、誠心誠意努めさせていただきます。 「万機公論に決すべし」五箇条の御誓文の1条ですが、こういう言葉があります。私たち議員は、町行政全般のチェック機能を発揮し、議決権の行使を行い、責任を負うという、大きな役目がございます。

す。しかしもう一つ、我々は各地域から選ばれました代弁者であります。地域のことをいかに行政に反映させていただけるか、重い責任を負っております。各地域ことなつた12通りの考え方、ご意見があるかと存じます。地域の代弁者として、活発に真摯に、発言していただけるが議会であってほしいと願っております。全員で討議し、得られた結果を行政に提言できる議会、また質問点については、どのようにすべきかの提案型の提言をする議会であってほしいと願っております。そして得られた決議が、行政において実行できているかどうか否か、チェックは最も大切でありましょう。過疎、高齢化、少子化の最たる久万高原町の町議会は、皆さんの英知の発揮と、素早い推進力が求められております。12名の個性豊かで専門業者と経験豊富な方々が、一致団結した議会運営になるよう皆さん共に頑張つて参りたいと存じます。老子の言葉に「道の道とすべきは常の道にあらず。道の道とすべきは常の道にあらず」これはどういうことかと申しますと、これが真実だと言っているような道は、本当の道にあらず。常に変化を見定め、対応して道を開けていくものである。ということでもあります。先ほど申し上げましたように、瀧野前議長のように、先見性をもって、行動を起こす。そういう議会運営であつていきたいと、このように思っております。今後とも、不徳な私でございますけれど、ご協力を賜りたい。このように思います。失礼足します。

副議長 以上をもちまして、議長の代理職務を全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、日野明勅議長、議長席にお着き願います。

(中野副議長、12番席へ着席)

議長 ここで、しばらく休憩いたします。 (午前11時38分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時42分)

時間的に11時40分過ぎましたので、時間がどうしても迫ってまいりました。これから昼食休憩といたしまして、1時から再開したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 そのようにひとつさしてください。 (午前11時42分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後1時16分)

中野克仁副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

お手許に配布されております追加議事日程のとおり、これを日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第3、「副議長の辞職許可」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中野克仁副議長の退場を求めます。

(中野克仁副議長退場)

議長 事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (朗読)

議長 お諮りします。

中野克仁議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、中野克仁議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

議 長 ここで、中野克仁議員の入場を認めます。

(中野議員、12番議席へ着席)

議 長 ただいま、副議長を辞職されました中野克仁議員から、退任のごあいさつが
ございます。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 2年間に渡り副議長を務めさせていただきました。本日をもって辞任という
ことでございます。議長の手助けができたかどうかは、ちょっと私にも自分で
判断できませんけれども、自分といたしましては、精一杯やったつもりでござ
います。これからも1議員に立ち返りまして、一生懸命町民のためにがんばっ
ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。2年間ありがとうございました。

議 長 ただいま、副議長が欠けましたので、追加日程第4、「副議長の選挙」を
行います。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (朗 読)

議 長 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

議長 お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、中川武志議員を指名いたします。

議長 お諮りします。

ただ今、指名いたしました中川武志議員を、副議長の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました中川武志議員が、副議長に当選されました。

議長 ただ今、副議長に当選されました中川武志議員が議場におられますので、久万高原町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(中川武志議員を指名)

中川議員 副議長という大役を拝命いたしまして、身も心も引き締まる思いでございます。議長の補佐役として全力で全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。 (午後 1 時 2 3 分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時 3 8 分)
追加日程第 5、「常任委員会委員の選任」を議題とします。
事務局、朗読願います。

事務局長 (朗 読)

議長 お諮りします。
常任委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって常任委員会委員の選任は、議長が指名することに決定しました。
それでは、常任委員会委員の選任は事務局長に、指名を朗読させます。

事務局長 朗読いたします。
総務文教厚生常任委員会：高橋末廣議員、熊代祐己議員、大原貴明議員、
田村昭子議員、中野克仁議員、瀧野志議員、

日野明勅議員、以上7名です。

産業建設常任委員会 : 玉井春鬼議員、中川武志議員、川崎勝弘議員、
天野辰晴議員、岡部史夫議員、瀧野志議員、
以上6名です。

議長 お諮りします。
以上のとおり、常任委員会委員の指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、常任委員会委員の選任は、ただ今指名しましたとおり決定しました。

議長 休憩中に、各常任委員会を開いて正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。

なお、各常任委員会は、年長議員が臨時に委員長職務を行って下さい。

しばらく休憩いたします。(午後1時44分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時46分)

休憩中の、各常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

総務文教厚生常任委員会 : 委員長 熊代祐己議員、副委員長 大原貴明議員。

産業建設常任委員会 : 委員長 岡部史夫議員、副委員長 川崎勝弘議員。

以上です。

議長 それぞれの常任委員会の正副委員長は、ただ今朗読のとおり決定しました。
暫時休憩いたします。 (午後 1 時 4 8 分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時 5 5 分)
追加日程第 6、「議会運営委員会委員の選任」を、議題とします。
事務局長に朗読させます。

事務局長 (朗 読)

議長 お諮りします。
議会運営委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員会委員の選任は、議長が指名することに決定しました。
それでは、議会運営委員会委員の選任は、事務局長に指名議員を朗読させます。

事務局長 朗読いたします。
瀧野志議員、岡部史夫議員、熊代祐己議員、中川武志議員、川崎勝弘議員、
玉井春鬼議員、高橋末廣議員。
以上です。

議長 お諮りします。

以上のとおり、議会運営委員会委員の指名をしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって議会運営委員会委員の選任は、ただ今指名しましたとおり決定しました。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。 (午後1時59分)
休憩中に議会運営委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時02分)
休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われその結果報告がありましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。
議会運営委員会委員長 瀧野志議員、副委員長 川崎勝弘議員。
以上です。

議長 議会運営委員会の正副委員長は、ただ今朗読のとおり決定しました。
暫時休憩いたします。 (午後2時03分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時45分)
お諮りします。

追加日程第7から第12までの議会会報特別委員会委員の辞任に関する6件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第7から第12を一括議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第7、中野克仁議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、中野克仁議員の退場を求めます。

(中野議員退場)

議長 5月10日、中野克仁議員から、都合により議会会報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、中野克仁議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

中野克仁議員の入場を求めます。

(中野克仁議員入場)

議長 追加日程第8、川崎勝弘議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題といた

します。

地方自治法第117条の規定によって、川崎勝弘議員の退場を求めます。

(川崎勝弘議員退場)

議長 5月10日、川崎勝弘議員から、都合により議会会報特別委員会委員の辞任をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、川崎勝弘議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

川崎勝弘議員の入場を認めます。

(川崎勝弘議員入場)

議長 追加日程第9、中川武志議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中川武志議員の退場を求めます。

(中川武志議員退場)

議長 5月10日、中川武志議員から、都合により議会会報特別委員会委員の辞任をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、中川武志議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中川武志議員の入場を認めます。

(中川武志議員入場)

議 長

追加日程第10、大原貴明議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大原貴明議員の退場を求めます。

(大原貴明議員退場)

議 長

5月10日、大原貴明議員から、都合により議会会報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、大原貴明議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

大原貴明議員の入場を認めます。

(大原貴明議員入場)

議 長

追加日程第11、岡部史夫議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題とし

ます。

地方自治法第117条の規定によって、岡部史夫議員の退場を求めます。

(岡部史夫議員退場)

議長 5月10日、岡部史夫議員から、都合により議会会報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、岡部史夫議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

岡部史夫議員の入場を認めます。

(岡部史夫議員入場)

議長 追加日程第12、熊代祐己議員の議会会報特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、熊代祐己議員の退場を求めます。

(熊代祐己議員退場)

議長 5月10日、熊代祐己議員から、都合により議会会報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、熊代祐己議員の議会会報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。
熊代祐己議員の入場を認めます。

(熊代祐己議員入場)

議長 お諮りします。
追加日程第13から第18までの議会改革特別委員会委員の辞任に関する6件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、追加日程第13から第18を一括議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第13、高橋末廣議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、高橋末廣議員の退場を求めます。

(高橋末廣議員退場)

議長 5月10日、高橋末廣議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。
お諮りします。
本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、高橋末廣議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。
高橋末廣議員の入場を認めます。

(高橋末廣議員入場)

議 長 これより、中川武志副議長と議長の職務を交代します。
中川副議長、議長席におつき願います。

(議長交代)

副 議 長 ただいまより、副議長が議長の職務を行います。
暫時休憩いたします。 (午後 2 時 5 8 分)

(休 憩)

副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 2 時 5 9 分)

副 議 長 追加日程第 1 4、日野明勅議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、日野明勅議員の退場を求めます。

(日野明勅議員退場)

副 議 長 5 月 1 0 日、日野明勅議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、日野明勅議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

日野明勅議員の入場を認めます。

(日野明勅議員入場)

副議長 以上で、議長の職務代理を終わります。

それでは、日野明勅議長、議長席におつき願います。

(議長交代)

議長 暫時休憩いたします。 (午後 3 時 0 0 分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3 時 0 6 分)

議長 追加日程第 1 5、田村昭子議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、田村昭子議員の退場を求めます。

(田村昭子議員退場)

議長 5 月 1 0 日、田村昭子議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任

したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、田村昭子議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

田村昭子議員の入場を認めます。

(田村昭子議員入場)

議長 追加日程第16、天野辰晴議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、天野辰晴議員の退場を求めます。

(天野辰晴議員退場)

議長 5月10日、天野辰晴議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、天野辰晴議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

天野辰晴議員の入場を認めます。

(天野辰晴議員入場)

議長 追加日程第17、熊代祐己議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、熊代祐己議員の退場を求めます。

(熊代祐己議員退場)

議長 5月10日、熊代祐己議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、熊代祐己議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

熊代祐己議員の入場を認めます。

(熊代祐己議員入場)

議長 追加日程第18、中野克仁議員の議会改革特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中野克仁議員の退場を求めます。

(中野克仁議員退場)

議長 5月10日、中野克仁議員から、都合により議会改革特別委員会委員を辞任

したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、中野克仁議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中野克仁議員の入場を認めます。

(中野克仁議員入場)

議 長 お諮りします。

追加日程第19から第23までの農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任に関する5件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第19から第23を一括議題とすることに決定しました。

議 長 これより、中川武志副議長と議長の職務を交代します。

中川副議長、議長席におつき願います。

(議長交代)

副 議 長 ただいまより、副議長が議長の職務を行います。

副 議 長 追加日程第19、日野明勅議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、日野明勅議員の退場を求めます。

(日野明勅議員退場)

副 議 長 5月10日、日野明勅議員から、都合により農業の未来を拓く特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、日野明勅議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

日野明勅議員の入場を認めます。

(日野明勅議員入場)

副 議 長 以上で、議長の職務代理を終わります。

それでは、日野明勅議長、議長席におつき願います。

(議長交代)

議 長 追加日程第20、熊代祐己議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、熊代祐己議員の退場を求めます。

(熊代祐己議員退場)

議 長 5月10日、熊代祐己議員から、都合により農業の未来を拓く特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、熊代祐己議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

熊代祐己議員の入場を認めます。

(熊代祐己議員入場)

議 長 追加日程第21、中川武志議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中川武志議員の退場を求めます。

(中川武志議員退場)

議 長 5月10日、中川武志議員から、都合により農業の未来を拓く特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、中川武志議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中川武志議員の入場を認めます。

(中川武志議員入場)

議長 追加日程第22、天野辰晴議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、天野辰晴議員の退場を求めます。

(天野辰晴議員退場)

議長 5月10日、天野辰晴議員から、都合により農業の未来を拓く特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、天野辰晴議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

天野辰晴議員の入場を認めます。

(天野辰晴議員入場)

議長 追加日程第23、高橋末廣議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋末廣議員の退場を求めます。

(高橋末廣議員退場)

議 長 5月10日、高橋末廣議員から、都合により農業の未来を拓く特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、高橋末廣議員の農業の未来を拓く特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

高橋末廣議員の入場を認めます。

(高橋末廣議員入場)

議 長 お諮りします。

追加日程第24から第29までの林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任に関する6件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第24から第29を一括議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第24、岡部史夫議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岡部史夫議員の退場を求めます。

(岡部史夫議員退場)

議 長 5月10日、岡部史夫議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、岡部史夫議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

岡部史夫議員の入場を認めます。

(岡部史夫議員入場)

議 長 追加日程第25、川崎勝弘議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、川崎勝弘議員の退場を求めます。

(川崎勝弘議員退場)

議 長 5月10日、川崎勝弘議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、川崎勝弘議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

川崎勝弘議員の入場を認めます。

(川崎勝弘議員入場)

議長 追加日程第26、田村昭子議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、田村昭子議員の退場を求めます。

(田村昭子議員退場)

議長 5月10日、田村昭子議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、田村昭子議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

田村昭子議員の入場を認めます。

(田村昭子議員入場)

議長 追加日程第27、玉井春鬼議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、玉井春鬼議員の退場を求めます。

(玉井春鬼議員退場)

議 長 5月10日、玉井春鬼議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、玉井春鬼議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

玉井春鬼議員の入場を認めます。

(玉井春鬼議員入場)

議 長 追加日程第28、大原貴明議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大原貴明議員の退場を求めます。

(大原貴明議員退場)

議 長 5月10日、大原貴明議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、大原貴明議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

大原貴明議員の入場を認めます。

(大原貴明議員入場)

議長 追加日程第29、中野克仁議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野克仁議員の退場を求めます。

(中野克仁議員退場)

議長 5月10日、中野克仁議員から、都合により林業を未来につなぐ特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、中野克仁議員の林業を未来につなぐ特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中野克仁議員の入場を認めます。

(中野克仁議員入場)

議長 お諮りします。

追加日程第30から第36までのICTでまちづくり特別委員会委員の辞任に関する7件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、追加日程第30から第36を一括議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第30、川崎勝弘議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、川崎勝弘議員の退場を求めます。

(川崎勝弘議員退場)

議長 5月10日、川崎勝弘議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。
お諮りします。
本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、川崎勝弘議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。
川崎勝弘議員の入場を認めます。

(川崎勝弘議員入場)

議長 追加日程第31、熊代祐己議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、熊代祐己議員の退場を求めます。

(熊代祐己議員退場)

議 長 5月10日、熊代祐己議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、熊代祐己議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

熊代祐己議員の入場を認めます。

(熊代祐己議員入場)

議 長 追加日程第33、中川武志議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中川武志議員の退場を求めます。

(中川武志議員退場)

議 長 5月10日、中川武志議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、中川武志議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中川武志議員の入場を認めます。

(中川武志議員入場)

議長 追加日程第33、田村昭子議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、田村昭子議員の退場を求めます。

(田村昭子議員退場)

議長 5月10日、田村昭子議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、田村昭子議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

田村昭子議員の入場を認めます。

(田村昭子議員入場)

議長 追加日程第34、天野辰晴議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、天野辰晴議員の退場を求めます。

(天野辰晴議員退場)

議 長 5月10日、天野辰晴議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、天野辰晴議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

天野辰晴議員の入場を認めます。

(天野辰晴議員入場)

議 長 追加日程第35、高橋末廣議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋末廣議員の退場を求めます。

(高橋末廣議員退場)

議 長 5月10日、高橋末廣議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、高橋末廣議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

高橋末廣議員の入場を認めます。

(高橋末廣議員入場)

議長 追加日程第36、中野克仁議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野克仁議員の退場を求めます。

(中野克仁議員退場)

議長 5月10日、中野克仁議員から、都合によりICTでまちづくり特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、中野克仁議員のICTでまちづくり特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中野克仁議員の入場を認めます。

(中野克仁議員入場)

議長 暫時休憩いたします。 (午後3時27分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3 時 37 分)
追加日程第 37、議会会報特別委員会委員の選任を議題とします。
お諮りします。
議会会報特別委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議会会報特別委員会委員の選任は、議長が指名することに決定いたしました。
それでは、指名させていただきます。
中川武志議員、大原貴明議員、川崎勝弘議員、岡部史夫議員、熊代祐己議員、中野克仁議員、以上 6 名です。
お諮りします。
以上のおおり、議会会報特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議会会報特別委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定しました。
休憩中に、特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。
なお、特別委員会は、年長議員が臨時に委員長職務を行って下さい。
暫時休憩いたします。 (午後 3 時 40 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3 時 4 2 分)

休憩中の、特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告します。

委員長に大原貴明議員、副委員長に岡部史夫議員、以上のとおり決定しました。

議長 追加日程第 3 8、議会改革特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員の選任は、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。 (午後 3 時 4 9 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3 時 5 1 分)

それでは、指名させていただきます。

田村昭子議員、玉井春鬼議員、大原貴明議員、天野辰晴議員、高橋末廣議員、中野克仁議員、瀧野志議員、以上 7 名です。

お諮りします。

以上のとおり、議会改革特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員の選任は、ただいま指名したとおりに決定しました。

休憩中に特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、結果報告を願います。

なお、特別委員会は、年長議員が臨時委員長の職務を行ってください。

しばらく休憩いたします。 (午後 3 時 5 2 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3 時 5 4 分)

休憩中の、特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告します。

委員長に高橋末廣議員、副委員長に天野辰晴議員、以上のとおり決定しました。

議長 追加日程第 3 9、農業の未来を拓く特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

農業の未来を拓く特別委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、農業の未来を拓く特別委員会委員の選任は、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

中川武志議員、田村昭子議員、天野辰晴議員、高橋末廣議員、熊代祐己議員、

中野克仁議員、以上6名です。

お諮りします。

以上のとおり、農業の未来を拓く特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、農業の未来を拓く特別委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定しました。

休憩中に、特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。

なお、特別委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行って下さい。

暫時休憩いたします。(午後3時57分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後3時58分)

休憩中の、特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告します。

委員長に田村昭子議員、副委員長に天野辰晴議員、以上のとおり決定しました。

議長 追加日程第40、林業を未来につなぐ特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

林業を未来につなぐ特別委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、林業を未来につなぐ特別委員会委員の選任は、議長が指名することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。 (午後 4 時 0 1 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 4 時 0 2 分)
それでは、指名させていただきます。
田村昭子議員、玉井春鬼議員、大原貴明議員、岡部史夫議員、川崎勝弘議員、瀧野志議員、以上 6 名です。
お諮りします。
以上のおおり、林業を未来につなぐ特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、林業を未来につなぐ特別委員会委員の選任は、ただいま指名したとおおり決定しました。
休憩中に、特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。
なお、特別委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行って下さい。
暫時休憩いたします。 (午後 4 時 0 3 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 4 時 0 4 分)
休憩中の、特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告

がありましたので、報告します。

委員長に川崎勝弘議員、副委員長に大原貴明議員、以上のとおり決定しました。

議長 追加日程第41、ICTでまちづくり特別委員会委員の選任を議題とします。
お諮りします。

ICTでまちづくり特別委員会委員の選任は、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、ICTでまちづくり特別委員会委員の選任は、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

田村昭子議員、天野辰晴議員、高橋末廣議員、川崎勝弘議員、熊代祐己議員、中野克仁議員、瀧野志議員、以上7名です。

お諮りします。

以上のとおり、ICTでまちづくり特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、ICTでまちづくり特別委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定しました。

休憩中に、特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、結果を報告願います。

なお、特別委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行って下さい。

暫時休憩いたします。

(午後 4 時 0 6 分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 4 時 0 7 分)
休憩中の、特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告します。

委員長に瀧野志議員、副委員長に中野克仁議員、以上のとおり決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後 4 時 0 7 分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 4 時 1 9 分)
追加日程第 4 2、「議席の変更」を議題とします。

議席は、久万高原町議会会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長において変更の指名をいたします。

議席番号と指名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

1 番 高橋末廣議員、2 番 岡部史夫議員、3 番 天野辰晴議員、
4 番 田村昭子議員、5 番 川崎勝弘議員、6 番 熊代祐己議員、
7 番 玉井春鬼議員、8 番 瀧野志議員、9 番 大原貴明議員、
1 0 番 中野克仁議員、1 1 番 欠番、1 2 番 中川武志議員、
1 3 番 日野明勅議員。

以上でございます。

議長 ただ今朗読のとおり、議席を変更します。
議席の変更が決まりましたので、ただ今決まりました議席に移動をお願いします。

移動の間、休憩します。 (午後 4 時 2 0 分)

(休 憩)

議 長 移動が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 4 時 2 1 分)

議 長 追加日程第 4 3、議員派遣についてを議題とします。
議員派遣については、別紙議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、
御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定をいた
しました。
暫時休憩いたします。 (午後 4 時 2 5 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 4 時 3 2 分)
追加日程第 4 4、議案第 5 8 号「久万高原町監査委員の選任について」を議
題とします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 議案第 5 8 号「久万高原町監査委員の選任について」。
提案理由ですが、監査委員のうち議会選出の中川委員より辞任の申し出があ
り、これを受理しましたので、後任の議会選出の監査委員の選任について、議

会の同意を求めるものです。

それでは、議案書をお願いします。

久万高原町監査委員の選任について、久万高原町監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

令和元年5月10日提出 久万高原町長。

住所 久万高原町日野浦1397番地

氏名 玉井 春鬼

生年月日 昭和14年9月10日生まれでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 玉井春鬼議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(玉井春鬼議員退場)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。

お諮りします。

議案第58号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「久万高原町監査委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 玉井議員、お入りください。

(玉井春鬼議員、7番席へ着席)

議 長 お諮りします。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。したがってこれで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。 (午後4時36分)

町長のあいさつを求めます。

(河野町長を指名)

町 長 長時間、大変お疲れでございました。挨拶の前に一つ報告がございます。久万高原町職員の処分についてでございます。ご承知のように、昨年12月に町職員が横断歩道で町民2名に傷害を負わせる交通事故を起こしました。4月26日付けで、過失運転傷害罰金20万円の略式命令がされましたことを受け、

町の処分を決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。今回の事故は町民2人に傷害を負わせるという公務外とはいえ、町職員としてあってはならない事態であります。よって、国の懲戒処分の指針及び町の懲戒処分基準に照らし合らし、本人に猛省を促し、戒告処分といたしました。今後はこのような行為が、起こることのないよう職員へ綱紀粛正を徹底するとともに、信頼の回復に向けて、全職員が一丸となって取り組んでまいります。大変お騒がせをいたしました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ご挨拶を申し上げたいと思いますけども、本日は、上程を申し上げました議案、それぞれご承認をいただきまして、大変にありがとうございます。この上は、冒頭でも申し上げましたように、令和にふさわしい町づくりに、懸命に全力を挙げて、取り組んでまいりたいと思いますので、変わらぬ議員各位のご協力を、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、後段に新しく議会人事が決定をされたところでございますが、前任者の瀧野議長さんをはじめ、役職の皆様方には、大変、存分なご活躍をいただきまして、大変お世話になりました。ご労苦とご功績に心から敬意を表するしだいでございます。どうぞ今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、新しく就任をされました日野議長さんをはじめ、役職に就かれた方々には、どうぞ大車輪のご活躍をいただきますように、心からお願いを申し上げ、全議員の今後一層のご活躍をお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

議長 皆さんのご協力を得まして、なんとか本日の臨時議会、終えることが出来ました。如何せん、初めてとはいえ、あまりの不手際に自分でも情けなく思っております。これからも多々不手際あるかと思っておりますけれども、瀧野前議長をはじめとして、ひとつ諸先輩のご指導を仰ぎながら、事務局ともよく打ち合わせをして、スムーズな議会運営が出来るように頑張っていきたいと思っております。

どうかひとつ今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

議長 以上で、令和元年第2回久万高原町議会臨時会を閉会します。

事務局

(終 礼)